

圧延鋼材の寸法許容差に関する事項

改正規則等

鋼船規則 K 編
鋼船規則検査要領 K 編

改正事項

圧延鋼材の寸法許容差に関する事項

改正理由

鋼板及び広幅平鋼の厚さの許容差を定める IACS 統一規則 (UR) W13 (Rev.5) においては、負の許容差に加え平均厚さを正とする旨規定しており、同等な要件として ISO7452 の Class C 適用を認めている。

同 ISO においては平均厚さにおける負の許容差を認める注釈が含まれる為、これを適用除外とする旨当該 UR に明記していたが、2013 年の ISO7452 の改正により、前述の記述が削除されたことを受け、当該 UR においても適用除外に関する記述を削除する改正を行った。

また、揚貨設備に使用される極めて厚い鋼板に対する寸法許容差の適用に関しても見直しを行い、上記の改正と併せ UR W13 (Rev.6) として採択した。

このため、IACS 統一規則 W13 (Rev.6) に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 船体用圧延鋼材の寸法許容差に関して、ISO7452 に記載される注釈に関する規定を削り、ISO7452:2013 を参照する旨改めた。
- (2) 船体用圧延鋼材の寸法許容差に関して、揚貨設備に使用される極めて厚い鋼板にあつては現行の規定と異なる取扱いとする場合がある旨規定した。
- (3) ステンレスクラッド鋼板に関して、母材の負の許容差に関する要件を明確化した。

改正条項

鋼船規則 K 編 3.1.8
鋼船規則検査要領 K 編 K3.1.8, K3.9.9